

破砕業変更届出書の添付書類等一覧

様 式

破砕業変更届出書（様式第十一（第六十四条関係））

変更事項と添付書類

	変更事項	添付書類
1	（氏名、住所等の変更） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	欠格要件に該当していない旨の誓約書 （個人の場合） 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの、外国人にあっては国籍等記載のあるもの。以下同じ） 登記されていないことの証明書（後見登記※） （法人の場合） 定款又は寄付行為、登記事項証明書（法人登記簿謄本）
2	（事業所の変更） 事業所の名称及び所在地 （事業所の名称のみの変更の場合、添付書類は不要です。）	施設の所有権又は使用権原を証する書類 （1）土地建物の登記事項証明書（登記簿謄本） （2）公図の写し （3）賃貸借契約書の写し（借地等の場合に必要） 施設の構造を明らかにする図面等 （4）平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図 （5）欠格要件に該当していない旨の誓約書
3	（役員等の変更） 法人事業者の場合で、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）並びに使用人の氏名及び住所（役員等という。））	（1）法人事業者の登記事項証明書（登記簿謄本） （2）住民票の写し（新規の役員等について） （3）登記されていないことの証明書 （後見登記※ 新規の役員等について） （4）欠格要件に該当していない旨の誓約書
4	（法定代理人の変更） 事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合で、その法定代理人の氏名及び住所	（1）法定代理人の住民票の写し （2）法定代理人についての登記されていないことの証明書 （後見登記※） （3）欠格要件に該当していない旨の誓約書
5	（法定代理人の変更） 事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、その法定代理人の名称、住所及び代表者の氏名	（1）定款又は寄付行為、登記事項証明書（法人登記簿謄本） （2）欠格要件に該当していない旨の誓約書
6	（法定代理人の変更） 事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合で、その法定代理人の役員	（1）法人事業者の登記事項証明書（登記簿謄本） （2）住民票の写し（新規の役員等について） （3）登記されていないことの証明書 （後見登記※ 新規の役員等について） （4）欠格要件に該当していない旨の誓約書
7	（施設の変更） 事業の用に供する施設	変更する部分について、2と同様の内容 欠格要件に該当していない旨の誓約書
8	（施設の能力等に係る変更） 主務省令（第60条第4項）による①～⑥の事項	
①	標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書の写し 欠格要件に該当していない旨の誓約書
②	他に解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可を受けている場合の当該許可に係る許可番号	当該許可証の写し（変更許可等を含む） 欠格要件に該当していない旨の誓約書
③	破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所の、所在地、面積、保管量の上限	積替え又は保管施設について、2と同様の書類 欠格要件に該当していない旨の誓約書
④	破砕業の用に供する施設の廃棄物処理法に基づく設置許可	変更後の当該許可証の写し 欠格要件に該当していない旨の誓約書
⑤	法人事業者の場合で、発行済株式総数の5/100以上の株主、出資額5/100以上の出資者（株主等）	（1）住民票（個人株主等）、登記事項証明書（法人株主等） （2）登記されていないことの証明書 （個人株主等についての後見登記※） （3）欠格要件に該当していない旨の誓約書 （4）保有株式数又は出資額を記した書類 （5）欠格要件に該当していない旨の誓約書
⑥	個人事業者の場合で、政令で定める使用人	（1）住民票の写し （2）登記されていないことの証明書（後見登記※） （3）欠格要件に該当していない旨の誓約書

※ 後見登記に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、「成年被後見人、被保佐人とする記録が無い」ことを証するものです。法務局が交付しています。
盛岡地方法務局登記部門 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（盛岡第2合同庁舎）、電話019-624-1141
登記されていないことの証明書を提出できない場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください。